

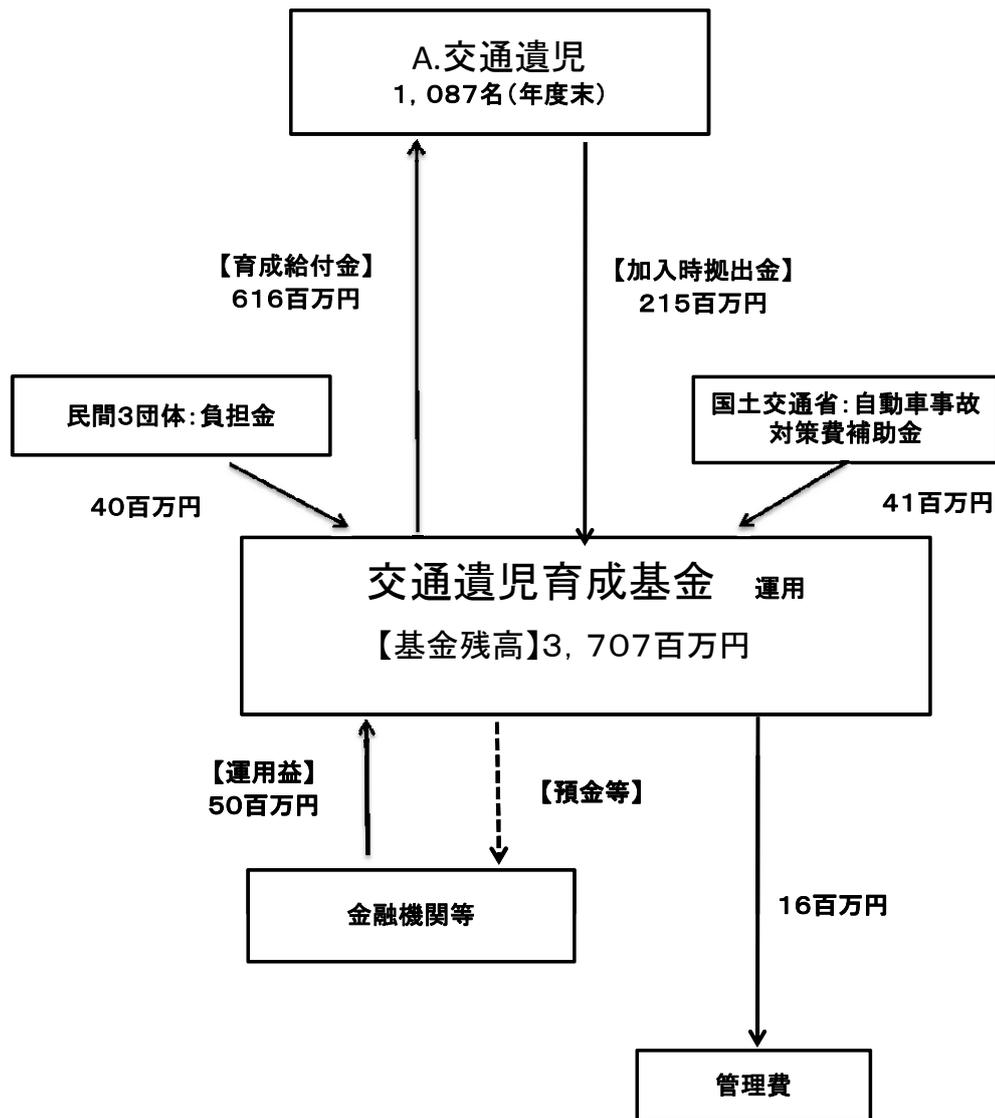
## 平成25年基金シート

(国土交通省)

基金名		交通遺児育成基金事業		担当部局	国土交通省自動車局		作成責任者		
法人名		(公財) 交通遺児等育成基金		担当課室	保障制度参事官室		参事官 吉田 耕一郎		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		自動車損害賠償保障法附則第4項		関係する計画、 通知等	自動車事故対策計画 (平成14年国土交通省告示 第52号)	関係する行政事 業レビューシ ート	国土交通省 188		
事業概要 (5行程度。別 添可)		(1) <input checked="" type="checkbox"/> 取り崩し型 <input type="checkbox"/> 回転型 <input type="checkbox"/> 保有型 <input type="checkbox"/> 運用型 <input type="checkbox"/> その他 (2) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 債務保証 <input type="checkbox"/> 利子助成、補給 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 補てん <input type="checkbox"/> 出資 <input type="checkbox"/> その他 交通遺児(満16歳未満)が損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで加入すると、これに国、民間からの援助金を加えて、交通遺児が満19歳に達するまで育成給金を年金方式で給付							
基金への国庫から の支出の経緯 ①		基金設置年度	昭和55年度	当初/補正 (会計区分)	当初 (自動車損害賠償責任再保)	国費額 (単位:百万円)	91		
		目的	交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり定期的に給付する事業に要する経費の一部を補助						
基金への国庫から の支出の経緯 ②		追加年度	別紙のとおり	当初/補正 (会計区分)	別紙のとおり	国費額 (単位:百万円)	別紙のとおり		
		目的	交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり定期的に給付する事業に要する経費の一部を補助						
終了予定時期		交通事故は減少傾向は続いているが、国民の安全と安心を確保する上で極めて重要な事業であり、継続的に実施する必要があるため終期を設定していない。							
収入・事業費等 (単位:百万円)		国費以外		22年度	23年度	24年度	25年度見込み		
				国費	101	76	41	101	
		収入		出資等	-	-	-	-	
				運用収入	50	44	50	41	
				民間負担金	98	74	40	101	
				加入者拠出金	429	416	215	588	
				前年度繰り越し	4,472	4,240	3,993	3,707	
		事業費等		(マイナス)返納額	-	-	-	-	
				合計(a)	5,150	4,850	4,339	4,538	
				育成給付金支出等	894	841	616	838	
基金残高 (a-b)		管理費	16	16	16	16			
		合計(b)	910	857	632	854			
		基金残高 (a-b)	4,240	3,993	3,707	3,684			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標(目標年度)		単位	22年度	23年度	24年度	25年度見込み	目標年度見込み
		交通遺児の育成資金の安定給付のために行っているものであり、また、死者が減少にある中で基金への加入については交通遺児の申請によるものであることから、活動指標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。		活動実績 (当初見込み)	( )	( )	( )	( )	( )
単位(1件)当たりの事業費等		(円/件)		算出根拠	交通遺児の育成資金の安定給付のために行っているものであり、また、死者が減少にある中で基金への加入については交通遺児の申請によるものであることから、成果目標及び活動指標を定めて実施するという性質のものではない。				
保有割合 (基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)		1.0		算出方法	直近年度末の基金保有額(H24年度末 3,707百万円)÷給付見込額(3,707百万円)				
所見/対応状況		自動車事故被害者遺族である交通遺児の生活基盤の安定を図り、健やかな育成を図る上で大きな役割を果たしている。引き続き、多くの交通遺児を支えることができるよう、今後も本制度の周知広報の充実を図る必要がある。							
補記									

※平成24年度実績を記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の金  
 額が支出されて  
 いる者について  
 記載する。費目  
 と使途の双方で  
 実情が分かるよ  
 うに記載)

A.交通遺児			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	育成給付金	0.84			
計		0.84	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A 交通遺児

	支出先	業務概要及び採択理由	支出額 (百万円)
1	A	所定の拠出金を払込み当該基金に加入している15歳以上の交通遺児に、月額7万円(年計84万円)を給付した。	0.84
2	B	所定の拠出金を払込み当該基金に加入している15歳以上の交通遺児に、月額7万円(年計84万円)を給付した。	0.84
3	C	所定の拠出金を払込み当該基金に加入している15歳以上の交通遺児に、月額7万円(年計84万円)を給付した。	0.84
4	D	所定の拠出金を払込み当該基金に加入している15歳以上の交通遺児に、月額7万円(年計84万円)を給付した。	0.84
5	E	所定の拠出金を払込み当該基金に加入している15歳以上の交通遺児に、月額7万円(年計84万円)を給付した。	0.84
6	F	所定の拠出金を払込み当該基金に加入している15歳以上の交通遺児に、月額7万円(年計84万円)を給付した。	0.84
7	G	所定の拠出金を払込み当該基金に加入している15歳以上の交通遺児に、月額7万円(年計84万円)を給付した。	0.84
8	H	所定の拠出金を払込み当該基金に加入している15歳以上の交通遺児に、月額7万円(年計84万円)を給付した。	0.84
9	I	所定の拠出金を払込み当該基金に加入している15歳以上の交通遺児に、月額7万円(年計84万円)を給付した。	0.84
10	J	所定の拠出金を払込み当該基金に加入している15歳以上の交通遺児に、月額7万円(年計84万円)を給付した。	0.84

## 別紙

## ○基金への国庫からの支出の経緯②【(公財)交通遺児等育成基金】

追加年度	当初／補正 (会計区分)	国費 (単位:百万円)
昭和55年度	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	90.993
昭和56年度	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	113.096
昭和57年度	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	63.647
昭和58年度	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	45.083
昭和59年度	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	35.007
昭和60年度	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	17.907
昭和61年度	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	18.857
昭和62年度	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	26.386
昭和63年度	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	49.381
平成元年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	63.256
平成2年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	30.938
平成3年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	84.540
平成4年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	80.821
平成5年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	66.994
平成6年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	120.864
平成7年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	151.606
平成8年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	170.821
平成9年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	154.810
平成10年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	147.370
平成11年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	147.647
平成12年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	145.663
平成13年	当初 (自動車損害賠償責任再保険特別会計)	145.803

平成14年	当初 (自動車損害賠償保障事業特別会計)	142.810
平成15年	当初 (自動車損害賠償保障事業特別会計)	137.785
平成16年	当初 (自動車損害賠償保障事業特別会計)	138.235
平成17年	当初 (自動車損害賠償保障事業特別会計)	149.000
平成18年	当初 (自動車損害賠償保障事業特別会計)	117.782
平成19年	当初 (自動車損害賠償保障事業特別会計)	113.887
平成20年	当初 (自動車安全特別会計)	105.946
平成21年	当初 (自動車安全特別会計)	91.599
平成22年	当初 (自動車安全特別会計)	101.445
平成23年	当初 (自動車安全特別会計)	76.131
平成24年	当初 (自動車安全特別会計)	41.467